

社会福祉法人函館松寿会役員報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人函館松寿会役員の報酬等及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の範囲)

第 2 条 この規程で役員とは、社会福祉法人函館松寿会の定款に定める理事長、理事、監事及び評議員とする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬を支給しない。

- ① 常勤理事長については、報酬及び退職慰労金を支給する。
- ② 常勤理事については退職慰労金を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第 4 条 常勤の役員に支給する報酬の額は、次の各号に定める報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- ① 報 酬 在籍年数、従事職務に応じて別表第 1 の金額の範囲内で評議員会において決定する。
- ② 退職慰労金 別途定める役員退職慰労金規程に基づいて算定した額。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員の報酬等の支給方法は、次の通りとする。

- ① 報 酬 毎月 25 日とする。但し、その日が国民の祝日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その前日とする。
- ② 退職金 別途定める役員退職慰労金規程に基づいて支給する。

(旅費及び費用弁償)

第 6 条 旅費及び費用弁償を次の通り支給する。

- ① 第 2 条に定める役員が法人用務により出張するときは、旅費規程に基づく旅費相当額を支給する。ただし、日当及び宿泊料については旅費規程別表第 1 の「役員及び 4 級の職にある者」の旅費相当額を支給する。
- ② 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、費用弁償として交通費（タクシーチケット等）を支給する。ただし、常勤理事長及び法人の職員を兼務してい

る理事については、費用弁償を支給しない。

附則

- 1 この規程は、令和２年７月１日から施行する。
- 2 平成１７年９月１０日施行の「社会福祉法人函館松寿会役員の報酬等に関する規程」は、本規程施行の日から廃止する。
- 3 この規程は、第６条②について改訂し、令和５年１２月１日より施行する。

別表第１（理事長月額俸給表）

単位：円

１号俸	300.000	450.000	650.000
２号俸	400.000	600.000	750.000
３号俸	500.000	700.000	800.000